

令和 8 年度北九州港監督船用船
仕 様 書

令和 8 年 7 月
国土交通省九州地方整備局
北九州港湾・空港整備事務所

1. 用船概要

本件は、北九州港湾・空港整備事務所が、北九州港及びその周辺海域の港湾工事にかかる工事監督等に使用するため、監督船を借り上げるものである。

2. 用船船舶

監督船（FRP製（又は軽合金製）、D260PS以上、15GT以上） 1隻

3. 一般事項

- （1）本件の履行に当たっては、海上交通安全法、船舶安全法、海上衝突予防法並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の関係法令に従い、安全に留意し、事故が生じないように十分注意しなければならない。
- （2）本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、指定職員と協議しなければならない。
- （3）船舶の異常及び受注者の都合により用船船舶を提供できなくなった場合には速やかに代替船を提供しなければならない。
- （4）船舶を常に運航に支障のないように、日常の保守点検を行わなければならない。
- （5）本用船期間中において、別途災害等が発生した場合には船舶を緊急的な災害対応策業務に使用することがある。なお、この場合の運航予定等は別途指定職員が指示する。

4. 用船内容

（1）用船場所

指定職員が指定する時間に、待機場所まで用船船舶を回航し待機するものとする。
なお、主たる待機場所は戸畑係船浮函（北九州市戸畑区川代2丁目親水緑地）とし、用船場所を変更する場合は指定職員が運航予定通知書にて通知する。

（2）運航場所

北九州港及びその周辺海域の指定職員が指定する場所とする。

（3）用船期間及び運転日数

用船期間は、契約締結日から令和8年10月30日までとする。
上記用船期間中に発注者が予定している運転日数は延べ7日、運転時間は35時間とする。但し、発注者の都合により、運転日数及び運転時間は変更できるものとする。
運航予定は、指定職員が運航予定通知書にて通知する。

（4）乗組員

用船船舶の乗組員は2名とし、船舶職員及び小型船舶操縦者法に定める有資格者1名、普通船員1名を乗り組ませるものとする。
乗組員の給与（船員保険等含む）に関するすべての経費は受注者が負担する。

（5）燃料

運航に必要な燃料（雑品含む）等の経費は受注者が負担する。

（6）運航記録

指定職員の指定する様式に従って、運転日報及び月毎の運航実績報告書を提出しなければならない。

(7) 就業時間

就業時間は、8時30分から17時15分までのうち7時間45分を原則とする。

但し、上記以外の場合であっても指定職員の都合により運航の指示があった場合は、その指示に従わなければならない。

5. 契約方法

(1) 契約は、供用及び運転1日当り並びに運転1時間当りの単価契約とする。

(2) 用船費の構成は下表のとおりとする。

用船費項目	労 務 費	損 料	燃 料	諸 経 費
供用1日当り	○	○	—	○
運転1日当り	—	○	—	○
運転1時間当り	—	—	○	○
超過勤務手当	○	—	—	○

(3) 契約にあたっては、別添の用船料の内訳書を提出するものとする。

6. 支払い

支払いは用船期間の実績精算払いとし、下記の要領で行なうものとする。

(1) 供用及び運転1日当り用船費

供用及び運転1日当り用船費は、当該期間の供用及び運転日数の合計に供用及び運転1日当りの単価を乗じて得た金額とする。

供用日数の合計には、指定職員が気象その他を考慮して、当日運転の取り止めを指示する場合も含む。

(2) 運転1時間当り用船費

運転1時間当り用船費は、当該期間の運転時間の合計に運転1時間当りの単価を乗じて得た金額とする。但し、合計時間に1時間未満の端数が生じた場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切捨てる。

(3) 超過勤務手当

4. (7) 就業時間以外及び休日（土曜日、日曜日、祝日及び振替休日）に就業した場合は、1時間につき乗組員労務費の基本給（割増賃金対応基本額）の1/7. 75に時間帯によりそれぞれ下表の率を乗じて得た金額に諸経費を加算したもの（円未満の端数は切捨てる）を単価として当該期間の合計時間（合計時間に1時間未満の端数が生じた場合には、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切捨てる）を乗じて得た金額とする。

なお、休日に就業した場合の労務費は超過勤務手当によるものとし、供用1日当たりの用船費に労務費を含まないものとする。

時 間 帯	率	
	平 日	休 日
5時～8時30分、17時15分～22時	125/100	135/100
22時～翌日5時	150/100	160/100
8時30分～17時15分	—	135/100

7. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 九州地方整備局（港湾空港関係に限る。）が発注する業務において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。
また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
- (2) (1)により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) (1)及び(2)の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
- (4) 発注業務において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

8. 検 収

用船日数及び運転時間数等の確認をもって検収とする。

【別添】

用船料の内訳書

令和〇年〇月〇日

分任支出負担行為担当官

九州地方整備局 北九州港湾・空港整備事務所長 殿

受注者 住 所

氏 名

下記について、仕様書 5.(3)に基づき、別紙のとおり用船料の内訳書を提出いたします。

記

1. 件 名 令和 8 年度北九州港監督船用船

1. 契約年月日 令和〇年〇月〇日

内 訳 書

船舶表示 区 分	就 役 用 船 料			供 用 用 船 料			用船時間外労力費						保 險 料	合 計
	運転時間 運 転 日	単 価	金 額	日 数	単 価	金 額	高級船員			普通船員				
							時 間	単 価	金 額	時 間	単 価	金 額		
〇〇〇〇 〇〇PS FRP 〇.〇t 〇〇kW	○ ○	000 0000	000 0000	○	00000	00000		125／100				125／100		
								150／100				150／100		
								135／100				135／100		
								160／100				160／100		
注）就役用船料欄は、交通船、潜水土船等の場合２段書きとし、上段に運転時間及び経費込みの燃料単価を記入し、その計を金額欄に計上する。													消費税額	
下段には運転日数を記入し、就役損料及び経費の計を単価欄に記入し、その計を金額欄に計上する。													合 計	

就役用船料内訳

区分 種別	金 額
燃料費（経費込）	000

就 役 損 料	0000
経 費	0000
計	0000

注) 上表の「計」欄は、就役損料と経費の計を記入。

供用用船料内訳

区分 種別	金 額
供 用 損 料	00000
労力費（高級船員）	00000
労力費（普通船員）	00000
経 費	00000
計	00000

運航実績報告書(○月)(例)

指定職員

国土交通技官 ○○ ○○ 殿

請負者名称

現場代理人 ○○ ○○

監督船

	運転時間	超過勤務(時間)					備 考
		平日		休日			
		125/100	150/100	135/100	160/100	135/100	
R〇〇.〇〇.〇〇	〇時間						
R〇〇.〇〇.〇〇	〇時間						
R〇〇.〇〇.〇〇	〇時間						
R〇〇.〇〇.〇〇	〇時間						
R〇〇.〇〇.〇〇	〇時間	〇時間					
R〇〇.〇〇.〇〇	〇時間	〇時間					
R〇〇.〇〇.〇〇	〇時間			〇時間		〇時間	休日運航
R〇〇.〇〇.〇〇	〇時間						
R〇〇.〇〇.〇〇	〇時間						
R〇〇.〇〇.〇〇							運転取り止め(指示)
R〇〇.〇〇.〇〇	〇時間						
R〇〇.〇〇.〇〇	〇時間						
R〇〇.〇〇.〇〇							運転取り止め(指示)
R〇〇.〇〇.〇〇	〇時間						
R〇〇.〇〇.〇〇	〇時間						
R〇〇.〇〇.〇〇	〇時間	〇時間					
月計(時間)	〇〇時間	〇時間		〇時間		〇時間	

供用日数：○○日

運転日数：○○日